

平成十八年十二月十三日提出
質問 第二五三号

第一六五回国会における質問主意書と内閣答弁書に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

第一六五回国会における質問主意書と内閣答弁書に関する質問主意書

一 第一六五回国会において、内閣が衆議院、参議院より受領した質問主意書（以下、「質問主意書」という。）の合計はそれぞれ何件か。

二 一の内、外務省に係わる質問はそれぞれ何件か。なお、答弁作成にあたって外務省における整理等の作業が膨大となる場合には、この項目については答弁の延期に応じる用意があるところ、明確な答弁を求める。

三 「質問主意書」に対する答弁を政府が差し控えた事案の件数を明らかにされたい。

四 政府が「質問主意書」に対する答弁を差し控えた事案の内、外務省に係わるものの件数を明らかにされたい。なお、答弁作成にあたって外務省における整理等の作業が膨大となる場合には、この項目については答弁の延期に応じる用意があるところ、明確な答弁を求める。

五 外務省が個人情報の保護を理由に「質問主意書」に対する答弁を差し控えた事案の件数を明らかにされたい。なお、答弁作成にあたって外務省における整理等の作業が膨大となる場合には、この項目については答弁の延期に応じる用意があるところ、明確な答弁を求める。

六 外務省が「質問主意書」に対する答弁を差し控えた事例に関し、法令上の根拠があるものは何件か。法令上の根拠はないが、外務省の判断で答弁を差し控えた事例は何件か、それぞれ明らかにされたい。なお、答弁作成にあたって外務省における整理等の作業が膨大となる場合には、この項目については答弁の延期に応じる用意があるところ、明確な答弁を求める。

七 第一六五回国会における質問主意書に対する政府の答弁の作成が行政コストを増大させたという認識を政府は有しているか。有しているとする場合、その行政コストの増大は国会の国政調査権、国民の知る権利に反するものであるという認識を政府は有しているか。明確な答弁を求める。

右質問する。